報告第３４号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市景観条例の一部を改正する条例

小田原市景観条例（平成１７年小田原市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、同項第７号中「第１６条第７項第１号」を「第１６条第８項第１号」に改め、同条第２項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

令和　８　年１１月１３日

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

景観法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。